



2023年1月13日

各位

上場会社名 イーサポートリンク株式会社  
(スタンダード市場・コード 2493)  
本社所在地 東京都豊島区高田二丁目17番22号  
代表者 代表取締役会長兼CEO 堀内 信介  
問合せ先 取締役専務執行役員 深津 弘行  
電話番号 (03)5979-0666  
U R L <https://www.e-supportlink.com/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年2月22日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 事業目的の追加に伴う変更

当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰下げを行うものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分\_は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~15. <条文省略> <新設> <u>16.</u> 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~15. <現行どおり> <u>16.</u> 農作物の生産 <u>17.</u> 前各号に付帯する一切の業務

<p>第3条～第15条 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第3条～第15条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第43条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第17条～第43条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>1. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

株主総会開催日

2023年2月22日

定款変更の効力発生日

2023年2月22日

以 上